

議案第6号

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月31日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

新型コロナウイルス感染症について、本年5月8日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことに伴い、国において感染症防疫作業手当の特例が廃止されたことから、これに準じ所要の改正を行いたく、本案を提案した。

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。